

## 新型コロナウイルスによる市の経済対策 第2弾

### 新しい生活様式の店舗助成事業（10億円）

緊急事態宣言終了後の事業再開にあたり、人が集まる店舗等における市民の感染予防を図るため、感染防止対策に対応した店舗改修等に対し、対象経費から5万円を控除した額で上限20万円の範囲で助成する経費。

#### <対象者>

- 1 市内に本社がある中小企業者又は個人事業主で
- 2 次の事業を営む来店型の店舗を市内に有する事業者  
小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス、DVDやCDのレンタルショップ、娯楽業（スポーツクラブ等）  
学習支援業、鍼・灸・あん摩マッサージ等

#### <対象経費>

- 1 換気改善のための換気扇又は窓の設置
- 2 飛沫感染防止のための間仕切りの設置
- 3 非接触型自動水栓（蛇口）の設置
- 4 ウイルス除去機能搭載の空気清浄機

#### <助成対象期間>

4月7日～7月31日の間に行った工事等（発注可）

### 商店街プレミアム付き商品券発行支援事業（4億9,000万円）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた商店街等が自主的に取り組む、プレミアム付き商品券の発行（発行予定総額42.5億円）に対し、県・市合わせてプレミアム率20%分を支援する経費

### 妊産婦支援強化事業（1億725万円）

妊婦が出産に際して新型コロナウイルスの検査を受けた場合に、1出産につき1回限り、検査費用を補助するほか、不安を抱える妊産婦に対してオンライン相談等を実施する経費

### 高齢者と障害者に対する支援事業

●サービスの種類によって上限があります！

#### 介護事業所等に対する継続支援事業（510万円）

介護サービス事業所等において、利用者や職員に感染症が発生した場合等においてもサービスを継続して提供できるよう、消毒・清掃など必要な対策に補助する経費。

#### 在宅高齢者サポート事業（225万円）

介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等において、その高齢者（濃厚接触者）に対し新たなサービスを提供する事業所に対し、1人につき15万円の支援金を給付する経費。



6月議会で議員活動15周年の表彰を受けました。これも皆様のおかげです。



### 障害福祉サービス等に対する継続支援事業（390万円）

障害福祉サービス事業所等において、利用者や職員に感染症が発生した場合等においてもサービスを継続して提供できるよう、消毒・清掃など必要な対策に補助する経費。

### 在宅障害者サポート事業（150万円）

介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等において、その障害者（濃厚接触者）に対し新たなサービスを提供する事業所に対し、1人につき15万円の支援金を給付する経費。

#### <支出可能な経費の例>

- ・施設の消毒、清掃経費
- ・マスク等の衛生用品の購入経費
- ・人材確保のための職業紹介や割増賃金、手当等
- ・緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用
- ・職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・居宅介護職員による同行指導への謝金

### 「GIGA スクール構想の実現」に向けた1人1台端末整備事業

（8,450万円、他に債務負担行為14億60万円）

「GIGAスクール構想の実現」に向け、小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台の端末を今年度中に整備するための経費。

### ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業（12億8,300万円）

児童扶養手当受給世帯や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少したひとり親世帯に対して、「臨時特別給付金」（世帯あたり5万円、第2子以降児童1人あたり3万円を加算。収入が減少した世帯には別途5万円を加算）を支給する経費。

### ひとり親世帯への食事デリバリー事業（5,000万円）

ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）の生活を支援するため、食事のデリバリーサービス利用に対し、5,000円を上限として補助する経費。（7～9月利用分）

# 国・県の経済対策 第2弾

## 家賃支援給付金の対象

- 対象者は全業種
- 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- 5～12月のいずれかの月で
  - ・前年同月で5割以上減少
  - ・前年同月連続3ヶ月で3割以上減少のどちらかを満たす
- 土地、建物の賃料

### 給付額〔1 店舗の場合〕

- 半年間、家賃の一部を補助
- 法人：月額 75 万円までは 2 / 3 補助。  
補助上限は 50 万円まで (50 万円 × 6 ヶ月 = 300 万円)
- 個人：月額 37.5 万円までは 2 / 3 補助。  
補助上限は月額 25 万円 (25 万円 × 6 ヶ月 = 150 万円)

### 〔2 店舗以上の場合〕

- 半年間、家賃の一部を補助
- 法人：月額 75 万円までは 2 / 3、超過分は 1 / 3 (225 万円まで)  
補助上限は 100 万円 / 月 (100 万円 × 6 ヶ月 = 600 万円)
- 個人：月額 37.5 万円までは 2 / 3、超過分は 1 / 3 (112.5 万円まで)  
補助上限は月額 50 万円 (50 万円 × 6 ヶ月 = 300 万円)

- 半年分の額が一括して入金される■賃貸借契約書が必要
- 3 か月分の領収書が必要■貸主にも通知が行く

## 〔県〕家賃支援策

- 国に 1 / 15 を上乗せする。  
国と県を合わせて上限 11 / 15 (約 73%補助)

## 人件費の補助

### ●雇用調整助成金の変更〔企業の申請〕

- 上限額 日額：8,330 円→15,000 円 月額：33 万円
- \*すでに申請済みでまだ決定されていない事業主  
→手続き不要。差額も含めて支給。
- \*すでに支給決定された事業主  
→手続き不要。差額分を後日支給。

### ●労働者自ら直接申請できる新制度

- 中小企業 上限額 ・賃金 8 割 ・日額 11,000 円  
・月額 33 万円 4 月 1 日まで遡り申請できる。

## 医療従事者・介護事業者への慰労金

### ●医療従事者への慰労金

- 県から役割を設定された医療機関等で、新型コロナ患者を実際に診療した医療機関：20 万円
- 県から役割を設定された医療機関等で、実際の診療に至らなかった医療機関：10 万円
- その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者等：5 万円

### 〔対象になる職員〕

- 福岡県で初めて新型コロナ患者が発生した 2 月 20 日から 6 月 30 日の間で、通算 10 日以上勤務した人
- 「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」
- \*患者：新型コロナ以外でも可
- 医療専門職
- 受付や会計等窓口対応
- 患者に何らかの対応を行う職員等
- 資格や職種による限定なし
- パートやアルバイト等、雇用形態等による限定なし、公務員も対象

- 委託業者職員は①患者との接触を伴い、かつ②継続提供が必要な業務（事務、給食、清掃、患者搬送等）

### 〔対象にならない職員〕

- 対象期間中はテレワークのみ
- 医療を提供する施設とは区分された法人本部等での勤務のみ
- 委託業者で医療廃棄物処理、寝具類洗濯、保守点検
- 院内の店舗、敷地内薬局等、賃貸借契約による場所貸しでの営業
- \*まずは医療機関等による判断で県に申請してみる！

- 1 人 1 回のみ（介護も含めて）■非課税
- 差し押さえ禁止■申請は医療機関が行う

### ●介護事業者への慰労金

- 事業所に新型コロナ患者等が発生した日以降に勤務し、新型コロナ患者等にサービスを一度でも提供した職員
- 《通所・施設系》  
感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
- 《訪問系》  
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
- \*いずれも一日でも要件に該当する：20 万円
- 上記でそれ以外の職員：5 万円
- その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員：5 万円

### 〔対象者の条件〕

- 福岡県で初めて新型コロナ患者が発生した 2 月 20 日から 6 月 30 日の間で、通算 10 日以上勤務した人
- 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」
- \*利用者：新型コロナ以外でも可

## 対象となる施設・事業所

### 〔高齢者サービス〕

- 介護保険の全サービス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

### 〔障害者サービス〕

- 総合支援法の全サービス
- 児童福祉法による障害福祉の全サービス

- 1 人 1 回のみ（医療従事者慰労金も含めて）■非課税
- 差し押さえ禁止■職種による限定なし
- 雇用形態関係なし■事業所経由で申請

以上が、経済対策第2弾の主な内容です。  
また YouTube(ユーチューブ)にて詳しく説明していますので是非とも  
ご覧ください!!



「ゆうちゅうばあよしお」に  
お気軽にご相談ください!

